

郵政民営化委員会（第9回）議事要旨

日時：平成18年9月21日（木） 9：56 ～ 12：20

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名全員出席）

- 郵便貯金銀行の新規業務に関する調査審議として、金融機関関係者から意見聴取を行った。
- まず、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会から、それぞれ資料1～3に沿って、
 - ・ 郵貯の資金規模が巨大であることは、郵貯からの資金流出や国債大量売却により生ずるリスクの問題と、民間金融機関との過当競争の問題とがある。新規業務の前に、規模縮小がなされるべき。
 - ・ 「暗黙の政府保証」がある間は、新規業務を認めるべきでない。
 - ・ 全銀システムへの接続は、慎重に検討する。
 - ・ ローン業務は、地域金融に影響があるため、認められない。
 - ・ 民間金融機関と同等の内部管理態勢の整備が必要。

等の意見が述べられた。

これに続き、委員との間で、

- ・ 新規業務を一切認めないで、金融二社の株式処分ができるのか。
- ・ 「暗黙の政府保証」と政府による株式所有の関係は自明ではなく、実質的な議論が必要ではないか。
- ・ ローン業務は、地域金融機関ではなく、地域経済にどのような影響をもたらすのか。
- ・ 地域金融機関から見て、郵便局会社を活用する選択肢はないのか。

等に関する質疑があった。

- 続いて、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び農林中央金庫から、それぞれ資料4～6に沿って、
 - ・ 骨格は、早期上場等、投資家評価、利益確保に偏重している。
 - ・ 移行期間中は、新規業務や郵貯限度額の引上げ・撤廃を認めるべきでない。
 - ・ そもそも郵貯の資金規模を縮小すべき。
 - ・ 公正競争の観点からは、郵便事業等との顧客情報を遮断すべき。
 - ・ JAバンクは各農協が独立経営なので、全国組織である郵貯銀行が都市部で拡大しても、地方で苦しくなる。
 - ・ 完全民営化後であれば、可能な範囲で連携・協力を検討する。

等の意見が述べられた。

これに続き、委員との間で、

- ・ 民営化は、株式会社化することで市場のチェックを受けるのが趣旨であるから、早期上場の方針は

評価すべきではないか。

- ・機関投資家として、一切の新規業務が認められないとした場合の郵貯銀行の株式には投資できないのではないか。
- ・郵貯の適正な資金規模は、どの程度か。
- ・貸出資産流動化に郵貯銀行を活用する可能性はあるか。
- ・リスク管理態勢が整わないままに、有利な条件で中小金融機関の貸出先顧客を奪って急激にシェアを拡大することは、民営化後に金融庁の監督を受ける郵貯銀行に可能か。

等に関する質疑があった。

○ 次回委員会は、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。